

第 25 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 4 月 25 日 (月) 14:00～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

(部会長) 廣松毅

(委員) 深尾京司

(専門委員) 小針美和、西郷浩、納口るり子、本間正義

(審議協力者) 内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、千葉県、静岡県

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議題 農業経営統計調査の変更について

5 概要

(1) 調査全体について

平成 24 年 1 月以降に変更が予定されている農業経営統計調査（以下「本調査」という。）の計画について、総務省政策統括官付統計審査官室から諮問の概要説明がなされた後、農林水産省から補足説明がなされ、調査計画全般について質疑応答が行われた。

主な意見は、以下のとおり。

- 本調査は、これまでも調査計画が大きく変更されてきているが、統計の公共財という性質からいえば、連續性は重要であり、その点について、どのように考えているのか。
→ 統計の連續性に重きを置きつつ、あらゆる政策に対応できるような調査であるよう、基本部分についてはなるべく継続されるようにしたいと考えている。
- 一戸一法人は個別経営体に含まれているが、一戸一法人における雇用者が増えていくと、実態として、組織法人経営体と同一視できるものに変わっていく。一戸一法人と組織法人経営体の境目は、どのように線引きされているのか。
→ 本調査は農林業センサスを母集団情報とし、農林業センサスの定義に基づいて分類していることから、農林業センサスにおける考え方を確認し、次回部会において回答する。
- 本調査結果は戸別所得補償制度の交付金単価の算定に直接用いられていることから、報告者においては、生産費を多く、また販売価格を少なく報告するというバイアスが生じる危険性があるのではないか。
→ 本調査は、専門的知識を有する職員により実施していることから、経営規模や機械の保有状況等に基づき、生産コストである肥料等の資材や労働力について、記帳内容を検証することが可能であり、御懸念のバイアスは生じないと考えている。

(2) 標本設計の変更について

農林水産省が計画している標本設計の変更及び東日本大震災に伴う設計変更の方向性について、適當とされた。

主な意見は以下のとおり。

- 層の区分は維持したまま、層ごとの目標精度を変更するという考え方については、適當であると考える。
- 農林水産省の計画では、被災集落にある農業経営体は調査対象から除外することであるが、今回の被災状況については、別途把握をするのか。
 - 調査が可能となるのであれば、途中で報告者として追加する可能性もあるが、仮に、そうでなくても、被災集落の復興状況を確認して、今後も母集団情報の把握に努めたい。
 - 本調査では、調査対象とされた農業経営体を5年間固定して調査を行っているが、その考え方について柔軟に対応するということか。
 - そういうこともあり得る。復興状況をフォローしながら、調査全体の有り方を継続的に検討していきたい。
- 「被災集落」について、定義が必要になると考えるが、具体的に設定されているか。
 - 市町村単位では地域が大きすぎるので、集落単位で線引きをすることとしている。そして、集落の一部でも被災していれば、その集落については、全体を被災集落とし母集団から除外することを考えている。ただ、調査をとりまとめる25年までには、情報収集により実際に農家が経営を継続しているかどうかを把握し、再度ウエイトを振り直すことにより直近の実態が反映できると考えている。

(3) 調査体系の変更について

調査体系の変更のうち、「なたね、そば等生産費調査」(一般統計調査)の個別経営体に係る調査を本調査に統合することは適當とされたが、同調査のうち、組織法人経営体に係る調査を中止することについては、次回部会において再度審議することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 組織法人経営体は、数的には、農業経営体数に占める割合が小さいが、面積ベースでいえばシェアは小さくない。今回「なたね、そば等生産費調査」の組織法人経営体に係る部分を農業経営統計調査に吸収せず、中止とするのは、その点を踏まえた上でのことか。
 - 戸別所得補償制度の制度設計においては、農業経営体の太宗を占める個別経営体の調査結果を基に交付金単価の算定が行われており、その精度については、より高いものが求められている。そのため、生産費に関する調査については、調査の効率的な実施の観点から、個別経営体の調査に重点化したいと考えている。
 - 効率的な経営の実態を見る観点からも、面積のシェアが大きい組織法人経営体に係る部分も、引き続き、把握するべきではないのか。

6 次回予定

次回部会は、平成23年5月16日（月）（14:00 開始予定）に、総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項及び今回審議されなかつた論点について、審議することとされた。